破産手続廃止

平成２６年（フ）第３６号
茨城県土浦市荒川沖東２丁目３番14号
破産者　株式会社セキグチ洋菓子店
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２９号
沖縄県石垣市八島町１丁目８番地の１
破産者　有限会社八重山産業
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第４５８号
仙台市青葉区上杉３丁目３番48号
破産者　東和機工株式会社
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２７５号
川崎市宮前区有馬１丁目10番19号
破産者　有限会社エクセレント
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
富山県砺波市東中75番地
破産者　滋野鐵工株式会社
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１３７号
富山県射水市八幡町２丁目４番20号
破産者　有限会社松本板金工業所
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第２３７号
長野県飯山市大字飯山11492番地175
破産者　有限会社トラッド
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４４８号
愛知県小牧市中央１丁目190番地
破産者　株式会社大栄建設興業
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１号
三重県熊野市木本町682番地
破産者　畑林　マユ
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第６７５６号
大阪市北区天神橋６―６―11　エレガントビル10Ｆ
破産者　株式会社クレスコ・システムズ
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１６４号
大阪府守口市藤田町４丁目48番８号、前住所大阪府守口市西郷通１丁目２番15号
破産者　株式会社ベイはしば
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０５８号
大阪府守口市南寺方東通５丁目23番10号
破産者　松坂紙工有限会社
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３８号
大阪市城東区成育２丁目３番２号
破産者　大阪サービス株式会社
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８３号
京都府長岡京市馬場餅田７番地
破産者　有限会社オズマ
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７４号
大阪市港区築港３丁目８番15号、商業登記簿上の本店所在地大阪市港区池島１丁目３番６号
破産者　有限会社ベレッツァ
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２０５号
大阪市中央区谷町９丁目１番22号
破産者　株式会社コラゾン
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２６８号
神戸市中央区下山手通３丁目４番１号
破産者　合同会社Ｍｉｌｌｉｏｎ
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３２２号
大阪府東大阪市荒本新町２番20号
破産者　株式会社シェルヴレ
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７８号
大阪市淀川区十三東１丁目17番10号
破産者　株式会社エス・オー・イー
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５９号
熊本市南区刈草３丁目１番１号　サンライフウエスト201号
破産者　森　　隆樹
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３号
北海道北見市とん田西町211番地14
破産者　株式会社オミオミ
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
東京都調布市仙川町１丁目12番地12
破産者　株式会社てしま
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部